

新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

【対象のお客さま】

でんきMプラン（北海道）、でんきLプラン（北海道）

■ au でんき需給約款

改定前（旧）	改定後（新）
3 定義 (略) (9)再生可能エネルギー発電促進賦課金 <p style="margin-left: 2em;">電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> (略)	3 定義 (略) (9)再生可能エネルギー発電促進賦課金 <p style="margin-left: 2em;">再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> (略)
附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022年10月1日から実施いたします。	附 則 1 本約款の実施期日 本約款は、2022年11月1日から実施いたします。
別 表 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 <p style="margin-left: 2em;">再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。</p> (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略)	別 表 3 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金卲価 <p style="margin-left: 2em;">再生可能エネルギー発電促進賦課金卲価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金卲価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金卲価を定める告示（以下「納付金卲価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク卲価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金卲価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。</p> (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (略)

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

(略)

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

また、本号によって算定された平均燃料価格の額が、契約種別ごとに次の表の値を超える場合、平均燃料価格は次の表の値といたします。

契約種別	平均燃料価格
でんきMプラン（北海道）	55,800円
でんきLプラン（北海道）	
でんきMプラン（東北）	47,100円
でんきLプラン（東北）	
でんきMプラン（東京）	66,300円
でんきLプラン（東京）	
でんきMプラン（北陸）	32,900円
でんきLプラン（北陸）	
でんきMプラン（四国）	39,000円

4 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

(略)

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">でんきLプラン（四国）</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">でんきMプラン（九州）</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">41,100円</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">でんきLプラン（九州）</td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。</p> <p style="margin-left: 2em;">$\alpha = 1.0000$</p> <p style="margin-left: 2em;">$\beta = 0.0000$</p> <p style="margin-left: 2em;">$\gamma = 0.0000$</p> <p style="color: red;">なお、上記によって算出された離島平均燃料価格の額が、78,800 円を超える場合、離島平均燃料価格は、78,800 円とします。</p> <p>(略)</p>	でんきLプラン（四国）		でんきMプラン（九州）	41,100円	でんきLプラン（九州）		<p>(略)</p> <p>(3) 離島ユニバーサルサービス調整</p> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> 離島平均燃料価格の算定方法は、(1)イ平均燃料価格に準じるものとし、α、βおよびγは、以下の通りといたします。</p> <p style="margin-left: 2em;">$\alpha = 1.0000$</p> <p style="margin-left: 2em;">$\beta = 0.0000$</p> <p style="margin-left: 2em;">$\gamma = 0.0000$</p> <p>(略)</p>
でんきLプラン（四国）							
でんきMプラン（九州）	41,100円						
でんきLプラン（九州）							